

# 吐物処理の手順

- ① 汚染場所に関係者以外の方が近付かないようにします。
- ② 処理をする人は使い捨て手袋とマスク、エプロンを着用します。



カーペット等は色に変色する場合があります。

- ⑤ おう吐物が付着していた床とその周囲を、0.1%次亜塩素酸ナトリウムを染み込ませたペーパータオルを浸すように拭きます。



次亜塩素酸ナトリウムは鉄などの金属を腐食するので、拭き取って10分程度たったら水拭きします。

- ③ おう吐物の上（周辺も）から使い捨てのペーパータオルを覆い塩素を噴きかけ、外側から内側に向けて、拭き取り面を折り込みながら静かに拭き取ります。



同一面でこすると汚染を拡げるので注意

- ⑥ 使用した着衣は廃棄が望ましいが、消毒する場合は下記の手順で行います。（嘔吐が付着したと思われる児童・生徒・教職員含む）

- ① 付着したおう吐物を取り除く（手袋着用）。
- ② 熱湯につけるか、0.02%の次亜塩素酸ナトリウムに30～60分つける。
- ③ 他のものと別に洗濯機等で洗濯する。

- ④ 使用した使い捨ての布やペーパータオル等はすぐにビニール袋に入れ処分します。



ビニール袋に0.1%次亜塩素酸ナトリウムを染み込む程度に入れ消毒する。2重にして包み燃えるごみに捨てる。

- ⑦ 手袋は、付着した吐物が飛び散らないよう、表面を包み込むように裏返してはずします。手袋は、使った布やペーパータオル等と同じように処分します。



## ※ その他の留意点

- 吐物処理後は、調理や配膳などに従事しない。
- 可能ならば、吐物処理後にシャワーを浴びるのが望ましい。

処理後は手袋をはずして手洗いをします。



## 【ポイント】

- 嘔吐物を処理した後48時間は感染の有無に注意してください。
- 嘔吐物の処理時とその後は、大きく窓を開けるなどして換気し、換気設備がある場合には必ず運転してください。

※ 「社会福祉施設等におけるノロウイルス対応標準マニュアル第3版」より一部抜粋